

## 第 5 編 用語の意義

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

(五十音順)

用 語	意 義 及 び 用 法
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（四條畷市の住民以外の者で市域に在る者及び市域で死亡した者を含む）の安否に関する情報をいう。
大阪広域水道企業団	四條畷市が行ってきた水道事業は、平成 29 年 4 月 1 日から大阪広域水道企業団が承継して事業を行っている。 なお、四條畷市域における水道事業の事務所の名称は、四條畷水道センターである。
海上保安部等	大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部長等	大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長、堺海上保安署長及び岸和田海上保安署長をいう。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずる恐れがある物質（生物を含む）で、政令で定めるもの。
基本指針	政府が国民保護法第 32 条の規定に基づき、武力攻撃事態等に備えて国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定地方公共機関が定める業務計画の基本となるもの。
救援物資	救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のために措置の実施に当たって必要な物資及び資材。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項に掲げる国民の保護に関する措置（ただし同項第 6 号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。
国民保護措置等	国民保護措置及び緊急対処保護措置をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。

用 語	意 義 及 び 用 法
災害対策基本法	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）。
市	四條畷市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。
市長	四條畷市長を指す。ただし、関係市の市長と区別しておく必要がある場合は、「四條畷市長」と表記している。
市長等	四條畷市長及び市の他の執行機関の長を指す。
市国民保護協議会	国民保護法第 39 条（市町村国民保護協議会）の規定に基づき、四條畷市における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
市国民保護計画	四條畷市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
自主防災組織	災害対策基本法第 5 条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
事態対処法	「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。

用語	意義及び用法
指定地方公共機関	大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
指定（地方）公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
消防機関	消防組合及び消防団をいう。なお文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防組合	大東四條畷消防本部及び各消防署を指す。 大東四條畷消防組合は大東市と四條畷市が消防を広域化して平成26年4月1日に業務を開始した一部事務組合。
消防職員	消防組合の職員を指す。
消防団（長・員）	四條畷市消防団（長・員）を指す。
消防長	大東四條畷消防組合消防長を指す
消防吏員	消防職員のうち、階級を有する者で、消火・救急・救助・査察などの業務を行う者をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。また、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあるとみとめられる施設をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態対処法第9条に基づき、政府がその対処に関して定める基本的な方針。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のこと。武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置等を指す。
対策本部（長）	国では事態対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」、「市対策本部（長）」と表記している。
第五管区海上保安本部等	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
知事	大阪府知事を指す。
知事等	大阪府知事及び府の他の執行機関の長を指す。
特定物資	救援物資であって生産集荷販売配給保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。
府	大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
府国民保護計画	大阪府の国民保護計画をいう。なお、文脈に合わせて「府計画」との表記も用いる。

用 語	意 義 及 び 用 法
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生じる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。
武力攻撃災害等	武力攻撃災害及び緊急対処事態に発生した災害。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
NBC兵器	核 (N : N u c l e a r ) ・生物 (B : B i o l o g i c a l ) ・化学 (C : C h e m i c a l ) 兵器の総称。